

## <ごあいさつ>

毎日暑い日が続きますので、熱中症はもちろん、夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。また、新型コロナウイルスの予防対策は、引き続き注意が必要です。まだまだ、色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

## <住宅ローン控除制度の改正について>

- ① 入居に係る適用期限を4年間（令和4年～令和7年）延長。
- ② 控除率を0.7%、控除期間を新築住宅等は原則13年、既存住宅は10年とする。
- ③ 既存住宅を含め、住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を講じる。
- ④ 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、省エネ基準適合を要件化。
- ⑤ 既存住宅の築年数要件（耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内）について、「昭和57年以後に建築された住宅」（新耐震基準適合住宅）に緩和。
- ⑥ 新築住宅の床面積要件について、令和5年以前に建築確認を受けたものは40㎡以上に緩和（合計所得金額1,000万円以下の者に限る。）
- ⑦ 適用対象者の所得要件を合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引下げ。

（参照：国土交通省ホームページ）

## 住宅ローン減税の概要について(令和4年度税制改正後)

○ 住宅の取得を支援し、その促進を図るため、住宅及びその敷地となる土地の取得に係る毎年の住宅ローン残高の0.7%を最大13年間、所得税から控除する制度（所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除）。

新築/既存等	住宅の環境性能等	借入限度額		控除期間
		令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築住宅 買取再販 <sup>(1)</sup>	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	13年間 <sup>(2)</sup>
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
	その他の住宅 <sup>(2)</sup>	3,000万円	0円 <sup>(2)</sup>	
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		10年間
	その他の住宅	2,000万円		

(1) 土地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋。

(2) 省エネ基準を満たさない住宅。令和6年以降に新築の建築確認を受けた場合、住宅ローン減税の対象外。

（令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に令和6・7年に入居する場合は、借入限度額2,000万円・控除期間10年間）

### 【主な要件】

- ① 自らが居住するための住宅
- ② 床面積が50㎡以上（\*）
- ③ 合計所得金額が2,000万円以下（\*）
- ④ 住宅ローンの借入期間が10年以上
- ⑤ 引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に入居
- ⑥ 昭和57年以降に建築又は現行の耐震基準に適合

（\*）令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅を取得等する場合、合計所得金額1,000万円以下に限り、床面積要件が40㎡以上。

## <インボイス制度のご準備について>

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。そのため、早めに『適格請求書発行事業者』への登録申請と請求管理システムの見直しをする必要があります。

## <8月・9月の税金・労務関係>

- ① 6月決算の確定申告・12月決算の中間申告
- ② 個人事業税の納付・・・8月末日
- ③ 個人事業者の消費税等の中間申告・・・8月末日
- ④ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日
- ⑤ 社会保険の標準報酬決定通知・・・8月頃

## <若松家の出来事>

現在、長男（小4）、次男（小3）、長女（年長）、三男（2才）の父親として育児に奮闘しております。

先月は、花火をしたり、海・プール、夏期限定の博物館に行ったり、今できる遊びをしてきました。

夏休みはまだまだ続きますので、たくさん思い出をつくりたいと思います。なお、妻の方は、夏休みに入ってから毎日子供達が家にいるため、いつも以上に奮闘しております。今後も、諸先輩方には、子育て等、色々のご指導を頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

